二三	一、六二七トン
二四	三六トン
二五	〇トン
二六	一、四一四トン
二七	五、四七二トン
二八	一トン
二九	一一五トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	一、八八〇、二七二トン
一四	一五八、九四二トン

○財務省告示第二百五十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　八万二千七百七十九トン

二　冷凍牛肉　十一万二千九百五十五トン

2　平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三万八千五百六十トン

二　冷凍牛肉　四万七千四百五トン

○財務省告示第二百五十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　二十五万五千三百二十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　二十五万五千三百四十三トン

○財務省告示第二百五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　四万三千六百二十五トン

二　冷凍牛肉　六万三千八百五十三トン

○厚生労働省告示第三百二十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月一日から適用する。

平成二十八年八月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三に次の一号を加える。

六十二　切除支援のための気管支鏡下肺マーキング法　微小肺病変（肺悪性腫瘍が疑われ、又は診断のついた定型的な肺葉間以外の切離線の設定が必要なものであり、かつ、術中に同定することが困難と予測され、切除マージンの確保に注意を要するものに限る。）

○厚生労働省告示第三百二十八号

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成二十八年法律第十二号）第十条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する同法第十一条に規定する業務を行う者として次に掲げる法人を指定したので、同法第十条第二項の規定により公示する。

平成二十八年八月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	主たる事務所の所在地
一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会	東京都港区新橋二丁目二十番十五号

○厚生労働省告示第三百二十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月一日から適用する。ただし、同年八月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年八月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表Ⅱ区分０２１に次のように加える。

(7)　末梢（しょう）留置型中心静脈カテーテル・造影剤高圧注入可能型	
①　標準型	
ア　シングルルーメン	13,200円
イ　マルチルーメン	20,500円
②　特殊型(I)	
ア　シングルルーメン	13,600円
イ　マルチルーメン	20,900円
③　特殊型(II)	
ア　シングルルーメン	13,900円
イ　マルチルーメン	21,400円
別表Ⅱ区分０５９に次のように加える。	
(6)　その他の間接固定用材料用部品	200,000円
別表Ⅱ区分０９４⑵を次のように改める。	
(2)　永久留置型	
①　標準型	143,000円
②　特殊型	148,000円
別表Ⅱ区分１３３⑳を次のように改める。	
⑳　体温調節用カテーテル	
①　発熱管理型	79,800円
②　体温管理型	86,000円
別表Ⅱ区分１５５を次のように改める。	
155　植込型心電図記録計	
(1)　標準型	422,000円
(2)　特殊型	443,000円
別表Ⅱに次のように加える。	
190　人工中耳用材料	
(1)　人工中耳用インプラント	1,150,000円
(2)　人工中耳用音声信号処理装置	637,000円
(3)　人工中耳用オプション部品	45,800円